

川崎市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 3 2 号

川崎市医療法施行細則の一部を改正する規則

川崎市医療法施行細則（平成9年川崎市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2号様式）を」の次に「、医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設の許可を受けようとする者はオンライン診療のための医師非常駐診療所開設許可申請書（第2号様式の2）を」を加える。

第5条の見出し中「助産所の開設」の次に「等」を加え、同条中「第8条」を「第8条第1項」に改め、「第13号様式）を」の次に「、医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設の届出をしようとする者はオンライン診療のための医師非常駐診療所開設届出書（第13号様式の2）を」を加え、同条に次の1項を加える。

2 法第8条第2項の規定により、オンライン診療受診施設の設置の届出をしようとする者は、オンライン診療受診施設設置届出書（第14号様式の2）を市長に提出しなければならない。

第6条中「若しくは第3項」を「、第3項若しくは第4項」に、「病院（診療所、助産所）開設許可（届出）事項変更届（第15号様式）」を「病院（診療所、助産所）開設許可（開設届出）・オンライン診療受診施設設置届出事項変更届（第15号様式）」に改める。

第9条第1項中「病院、診療所又は助産所」を「病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、「者は、」の次に「病院、診療所又は助産所にあつては」を、「第22号様式）を」の次に「、オンライン診療受診施設にあつては休止又は再開の場合はオンライン診療受診施設休止・再開届出書（第22号様式の2）を、廃止の場合はオンライン診療受診施設廃止届出書（第22号様式の3）を」を加え、同条第2項中「により、」の次に「病院、診療所又は助産所の」を加え、「失そうの」を「失踪の」に、「、病院（診療所、

助産所) 開設者死亡(失そう)届(第23号様式)」を「病院(診療所、助産所) 開設者死亡(失踪)届(第23号様式)を、オンライン診療受診施設設置者の死亡又は失踪の届出をしようとする者はオンライン診療受診施設設置者死亡・失踪届出書(第23号様式の2)」に改める。

第20条の次に次の2条を加える。

(診療用放射性同位元素使用器具設置の届出)

第20条の2 法第15条第3項の規定により、診療用放射性同位元素使用器具(省令第24条第7号の2に規定する診療用放射性同位元素使用器具をいう。以下同じ。)を備えようとする者は、診療用放射性同位元素使用器具設置届(第44号様式の2)に診療用放射性同位元素使用器具使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線治療病室(以下「診療用放射性同位元素使用器具使用室等」という。)の縮尺50分の1の平面図及び側面図を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する平面図及び側面図には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 診療用放射性同位元素使用器具使用室等の隣接、上階及び下階の室等の名称

(2) 診療用放射性同位元素使用器具の位置

(3) 線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離

(4) 排水設備及び排気設備の系統(診療用放射線同位元素使用器具の廃棄施設の平面図及び側面図に限る。)

(5) 管理区域及びその標識の位置(管理区域のある場合に限る。)

(診療用放射性同位元素使用器具の使用予定の届出)

第20条の3 法第15条第3項の規定により、診療用放射性同位元素使用器具を備えている者は、診療用放射性同位元素使用器具使用予定届(第44号

| | | |
|---------|--|------------|
| 1 3 | 診療所開設届 | 第 5 条第 1 項 |
| 1 3 の 2 | オンライン診療のための医師非常駐診療所 開設届出書 | 第 5 条第 1 項 |
| 1 4 | 助産所開設届 | 第 5 条第 1 項 |
| 1 4 の 2 | オンライン診療受診施設設置届出書 | 第 5 条第 2 項 |
| 1 5 | 病院（診療所、助産所）開設許可（開設届 出）・オンライン診療受診施設設置届出事 項変更届 | 第 6 条 |

に、

「

| | | |
|-----|----------------------------|------------|
| 2 3 | 病院（診療所、助産所）開設者死亡（失そ う）届 | 第 9 条第 2 項 |
|-----|----------------------------|------------|

を

「

| | | |
|---------|----------------------------|------------|
| 2 2 の 2 | オンライン診療受診施設休止・再開届出書 | 第 9 条第 1 項 |
| 2 2 の 3 | オンライン診療受診施設廃止届出書 | 第 9 条第 1 項 |
| 2 3 | 病院（診療所、助産所）開設者死亡（失踪 ）届 | 第 9 条第 2 項 |
| 2 3 の 2 | オンライン診療受診施設設置者死亡・失踪 届出書 | 第 9 条第 2 項 |

に、

「

| | | |
|-----|------------------|---------|
| 4 4 | 放射性同位元素装備診療機器設置届 | 第 2 0 条 |
|-----|------------------|---------|

を

「

| | | |
|---------|---------------------|------------------|
| 4 4 | 放射性同位元素装備診療機器設置届 | 第 2 0 条 |
| 4 4 の 2 | 診療用放射性同位元素使用器具設置届 | 第 2 0 条の 2 第 1 項 |
| 4 4 の 3 | 診療用放射性同位元素使用器具使用予定届 | 第 2 0 条の 3 |

に、

「

| | | |
|-----|--|---------|
| 4 7 | エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項変更届 | 第 2 3 条 |
|-----|--|---------|

を

「

| | | |
|-----|---|---------|
| 4 7 | エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項変更届 | 第 2 3 条 |
|-----|---|---------|

に、

「

| | | |
|-----|---------------|---------|
| 4 9 | 診療用放射線照射器具廃止届 | 第 2 4 条 |
|-----|---------------|---------|

を

「

| | | |
|-----|---------------|---------|
| 4 9 | 診療用放射線照射器具廃止届 | 第 2 4 条 |
|-----|---------------|---------|

| | | |
|------|-----------------------|------|
| 49の2 | 診療用放射性同位元素使用器具廃止届 | 第24条 |
| 49の3 | 診療用放射性同位元素使用器具廃止後の措置届 | 第24条 |

に改める。

第1号様式(表)中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、

「

| | | | | | | |
|--------|---------|---|-------------|---|-----|---|
| 従業員の定員 | 医師 | 名 | 歯科医師 | 名 | 薬剤師 | 名 |
| | 看護師 | 名 | 看護補助者 | 名 | 栄養士 | 名 |
| | 診療放射線技師 | 名 | 理学療法士・作業療法士 | 名 | その他 | 名 |

を

「

| | | | | | | |
|--------|----------|---|-------------|---|-----------|---|
| 従業員の定員 | 医師 | 名 | 歯科医師 | 名 | 薬剤師 | 名 |
| | 看護師・准看護師 | 名 | 看護補助者 | 名 | 栄養士・管理栄養士 | 名 |
| | 診療放射線技師 | 名 | 理学療法士・作業療法士 | 名 | その他 | 名 |

に改める。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2

オンライン診療のための医師非常駐診療所 開設許可申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

開設者 住所

氏名

(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

医療法第7条第1項の規定により次のとおり診療所の開設の許可を受けたいので、申請します。

| | | | | | | |
|---|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 診療所の名称 | | | | | | |
| 開設の場所 | 電話番号 | | | | | |
| 診療を行おうとする科目 | | | | | | |
| 開設の目的及び維持の方法 | | | | | | |
| オンライン診療所のための診療所が開設の場所において必要と考える理由 | | | | | | |
| 医師、歯科医師、薬剤師、看護師 その他の従業者の定員 | 職 種 | 定 員 | 職 種 | 定 員 | 職 種 | 定 員 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 敷地の面積及び平面図 | | | | | | |
| 敷地周囲の見取り図 | | | | | | |
| 建物の構造概要及び平面図 | | | | | | |
| ※歯科医業を行う診療所であって、 歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要 | | | | | | |
| 開設者が法人であるときは、定款、 寄附行為又は条例 | | | | | | |
| 開設の予定年月 | | | | | | |
| 急変時の対応について事前に合意した 対面で診療可能な医療機関名 ※当該診療所の管理者が所属する 医療機関が自ら対面で行う場合は 当該医療機関名 | | | | | | |

※「(医療機関向け) 基準等遵守の確認をするためのチェックリスト」も併せて提出すること。

第12号様式を次のように改める。

第12号様式

病院（診療所、助産所）開設届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり病院(診療所、助産所)を開設したので届け出ます。

| | | | |
|--|-------------------|---------------|-------|
| 名 称 | | 電 話 | |
| 開 設 の 場 所 | | | |
| 開 設 許 可 年 月 日 | 年 月 日 | 指 令 番 号 | |
| 開 設 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 管 理 者 の 氏 名 | | 住 所 | |
| 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間 | | | |
| 氏 名 | 診 療 科 名 | 診 療 日 及 び 時 間 | |
| 業務に従事する助産師の氏名、勤務日及び勤務時間 | | | |
| 氏 名 | 勤 務 日 及 び 勤 務 時 間 | | |
| 薬剤師が勤務するときは、その氏名 | | | |
| 分娩を取り扱う助産所については、嘱託医師の住所及び氏名又は医療法施行規則第15条の2第2項の病院又は診療所の住所及び名称 | | | |
| 住 所 | | 氏 名 (名 称) | |
| 分娩を取り扱う助産所については、医療法施行規則第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称 | | | |
| 住 所 | | 名 称 | |
| 病院又は診療所については、その勤務する医師又は歯科医師によるオンライン診療の実施の有無 | | | あり・なし |

- 添付書類
- 1 診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する薬剤師の免許証の写し及び履歴書
 - 2 業務に従事する助産師の免許証の写し及び履歴書
 - 3 管理者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師(みなし臨床研修修了医師及びみなし臨床研修修了歯科医師を含む。)であるときは、臨床研修修了登録証(みなし臨床研修修了医師又はみなし臨床研修修了歯科医師であるときは、免許証)の写し及び履歴書
 ※ みなし臨床研修修了医師、みなし臨床研修修了歯科医師 医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第8条又は第11条の規定により臨床研修を修了した旨の登録を受けたものとみなされる者
 - 4 前項に定めるもののほか、管理者が医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者であるときは、再教育研修修了登録証の写し
 - 5 管理者が助産師であるときは、免許証の写し及び履歴書
 - 6 分娩を取り扱う助産所の開設にあっては、医療法施行規則第15条の2第3項の規定により病院又は診療所に嘱託した旨の書類及び次に定める書類
 - (1) 医療法施行規則第15条の2第1項の規定により嘱託医師を定めた場合にあつては、嘱託医師に嘱託した旨の書類
 - (2) 医療法施行規則第15条の2第2項の病院又は診療所に対して同条第1項に規定する嘱託を行った場合にあつては、診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類

第13号様式(表)中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(裏)中

「

| |
|---------------|
| 薬剤師が勤務する場合 氏名 |
|---------------|

- 添付書類
- 敷地の平面図
 - 敷地周囲の見取図
 - 建物の平面図(各室の用途を示し、療養病床に係る病室があるときは、これを明示してください。)
 - 開設者の臨床研修修了登録証(みなし臨床研修修了医師又はみなし臨床研修修了歯科医師であるときは、免許証)の写し及び履歴書
※ みなし臨床研修修了医師、みなし臨床研修修了歯科医師 医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第8条又は第11条の規定により臨床研修を修了した旨の登録を受けたものとみなされる者
 - 前項に定めるもののほか、開設者が医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者であるときは、再教育研修修了登録証の写し
 - 診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する薬剤師の免許証の写し及び履歴書
 - 業務に従事する助産師の免許証の写し及び履歴書

」

を

「

| |
|---------------|
| 薬剤師が勤務する場合 氏名 |
|---------------|

| | |
|------------------------------|-------|
| 勤務する医師又は歯科医師によるオンライン診療の実施の有無 | あり・なし |
|------------------------------|-------|

- 添付書類
- 敷地の平面図
 - 敷地周囲の見取図
 - 建物の平面図(各室の用途を示し、療養病床に係る病室があるときは、これを明示してください。)
 - 開設者の臨床研修修了登録証(みなし臨床研修修了医師又はみなし臨床研修修了歯科医師であるときは、免許証)の写し及び履歴書
※ みなし臨床研修修了医師、みなし臨床研修修了歯科医師 医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第8条又は第11条の規定により臨床研修を修了した旨の登録を受けたものとみなされる者
 - 前項に定めるもののほか、開設者が医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者であるときは、再教育研修修了登録証の写し
 - 診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する薬剤師の免許証の写し及び履歴書
 - 業務に従事する助産師の免許証の写し及び履歴書

」

に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第 1 3 号様式の 2

(表)
オンライン診療のための医師非常駐診療所 開設届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

開設者 住所

氏名

(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

医療法第 8 条第 1 項の規定により次のとおり診療所の開設について届け出ます。

| | | | | | | |
|--|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 診療所の名称 | | | | | | |
| 開設の場所 | 電話番号 | | | | | |
| 診療を行おうとする科目 | | | | | | |
| 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であって、現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその旨 | | | | | | |
| 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であって、同時に二以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときはその旨 | | | | | | |
| オンライン診療所のための診療所が開設の場所において必要と考える理由 | | | | | | |
| 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員 | 職 種 | 定 員 | 職 種 | 定 員 | 職 種 | 定 員 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 敷地の面積及び平面図 | | | | | | |
| 建物の構造概要及び平面図 | | | | | | |
| ※医業を行う診療所であって、歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要 | | | | | | |
| 開設の予定年月 | | | | | | |
| 管理者 | 住 所 | 電話番号 | | | | |
| | 氏 名 | | | | | |

(裏)

| | | |
|---|--------|--|
| 診療に従事する医師 (歯科医師) | 氏名 | |
| | 担当診療科名 | |
| | 診療日 | |
| | 診療時間 | |
| 業務に従事する助産師 | 氏名 | |
| | 勤務日 | |
| | 勤務時間 | |
| 薬剤師が勤務するときは、その氏名 | | |
| 急変時の対応について事前に合意した対面で診療可能な医療機関名 ※当該診療所の管理者が所属する医療機関が自ら対面で行う場合は当該医療機関名 | | |

※「(医療機関向け) 基準等遵守の確認をするためのチェックリスト」を併せて提出すること。

第14号様式の次に次の1様式を加える。

第 1 4 号様式の 2

オンライン診療受診施設設置届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

設置者 住所

電話番号

氏名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第 8 条第 2 項の規定により届け出ます。

| | |
|----------------------------|------------|
| 施 設 の 名 称 | |
| 設 置 の 場 所 | 電話番号 |
| 敷 地 の 面 積 及 び 平 面 図 | (別紙の添付でも可) |
| 建 物 の 構 造 概 要 及 び 平 面 図 | (別紙の添付でも可) |
| (法人の場合) 定款、寄附行為又は条例 | |
| (法人の場合) 管理・運営責任者の氏名・連絡先 | 電話番号 |
| 設 置 年 月 日 | |

(備考)

車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載することとする。

- ・「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、届出は巡回する地区を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区に提出すること。
- ・「敷地の面積及び平面図」の欄については、記載が不要であること。
- ・「建物の構造概要及び平面図」の欄については、当該車両の車種・車名・車両番号を記載すること。

第15号様式中「病院（診療所、助産所）開設許可（届出）事項変更届」を「病院（診療所、助産所）開設許可（開設届出）・オンライン診療受診施設設置届出事項変更届」に、「あて先」を「宛先」に改め、「並びに印」を削り、「届出）事項に」を「開設届出、設置届出）事項に」に改める。

第22号様式の次に次の2様式を加える。

第 2 2 号様式の 2

オンライン診療受診施設休止・再開届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

設置者 住所

電話番号

氏名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

次のとおりオンライン診療受診施設を 休止 ・ 再開 したので、医療法第 8 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

| | | |
|-----------------|---------------|------|
| 施 設 の 名 称 | | |
| 設 置 の 場 所 | | 電話番号 |
| 休 止 ・ 再 開 年 月 日 | | |
| 休 止 の 場 合 | 再 開 予 定 年 月 日 | |
| | 理 由 | |

第 2 2 号様式の 3

オンライン診療受診施設廃止届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

設置者 住所

電話番号

氏名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

次のとおりオンライン診療受診施設を廃止したので、医療法第 9 条第 1 項の規定により届け出ます。

| | |
|-----------|------|
| 施 設 の 名 称 | |
| 設 置 の 場 所 | 電話番号 |
| 廃 止 年 月 日 | |
| 廃 止 の 理 由 | |

第23号様式中「病院（診療所、助産所）開設者死亡（失そう）届」を「病院（診療所、助産所）開設者死亡（失踪）届」に、「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、「失そう宣告」を「失踪宣告」に、「失そうの」を「失踪の」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第 2 3 号様式の 2

オンライン診療受診施設設置者死亡・失踪届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出義務者 住所

電話番号
開設者との続柄
氏名

次のとおりオンライン診療受診施設の設置者が 死亡した ・失踪の宣告を受けた ので、医療法第 9 条第 2 項の規定により届け出ます。

| | | |
|-----------------------|-----|--|
| 設 置 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| オンライン診療受診施設の名称 | | |
| 設 置 の 場 所 | | |
| 死 亡 ・ 失 踪 の 宣 告 年 月 日 | | |

第44号様式の次に次の2様式を加える。

第 4 4 号様式の 2

診療用放射性同位元素使用器具設置届

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

管理者 住所
氏名
電話番号

次のとおり診療用放射性同位元素使用器具を設置するので届け出ます。

| | | | | | |
|---|-----------------------------|-----|-----------|-------------------|-------------|
| 病 院 ・ 診 療 所 | 名 称 | | | 病床 | 有 (床) ・ 無 |
| | 所在地 | | | 電話 | |
| 放 射 性 同 位 元 素 使 用 器 具 | 種 類 (核種) | | | | |
| | 形 状 (換算) | | | | |
| | 本年の使用予定数量(Bq) (換算) | | | | |
| | 1日最大使用予定数量(Bq) (換算) | | | | |
| | 3月間最大使用予定数量(Bq) (換算) | | | | |
| | 最大貯蔵予定数量(Bq) (換算) | | | | |
| | 集中強化治療室等での診療用放射性同位元素使用器具の使用 | | | | |
| 診療用放射性同位元素使用器具使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに放射線治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要 | | | | | |
| 診 療 用 放 射 性 同 位 元 素 使 用 器 具 を 使 用 す る 医 師 又 は 歯 科 医 師 | 氏 名 | 資 格 | 登 録 年 月 日 | 放射線診療に関する経歴及び登録番号 | |
| | | | | | |
| 予 定 使 用 開 始 時 期 | | | 年 月 日 | | |

第 4 4 号様式の 3

診療用放射性同位元素使用器具使用予定届

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

管理者 住所
氏名
電話番号

次のとおり診療用放射性同位元素使用器具の翌年（ 年）の使用の予定について届け
出ます。

| | | | | | | | | |
|-----------------------------|-------------------------|--|--|--|--|----|--|--|
| 病 院 ・ 診 療 所 | 名 称 | | | | | | | |
| | 所在地 | | | | | 電話 | | |
| 診 療 用 放 射 性 同 位 元 素 使 用 器 具 | 種 類 (核 種) | | | | | | | |
| | 形 状 | | | | | | | |
| | 翌 年 使 用 予 定 数 量 (Bq) | | | | | | | |
| | 許 可 数 量 (Bq) | | | | | | | |

第47号様式中「エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項変更届」を「エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項変更届」に、「放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項を」を「放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項を」に改める。

第49号様式の次に次の2様式を加える。

第 4 9 号様式の 2

診療用放射性同位元素使用器具廃止届

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

管理者 住所
氏名
電話番号

次のとおり診療用放射性同位元素使用器具を廃止したので届け出ます。

| | | | | |
|--|-----------------------|----|---|---|
| 病 院 ・ 診 療 所 | 名 称 | | | |
| | 所在地 | 電話 | | |
| 廃止した診療用放射性同位元素使用器具 | 種 類(核種) | | | |
| | 形 状 | | | |
| | 廃止時における放射性同位元素の数量(Bq) | | | |
| | 廃 止 の 理 由 | | | |
| | 廃 止 後 の 処 分 方 法 | | | |
| | 廃 止 年 月 日 | 年 | 月 | 日 |
| 廃止後の診療用放射性同位元素使用器具使用室、貯蔵設備、運搬容器及び廃棄施設並びに放射線治療病室の用途 | | | | |

第 4 9 号様式の 3

診療用放射性同位元素使用器具廃止後の措置届

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

管理者 住所

氏名

電話番号

年 月 日廃止した診療用放射性同位元素使用器具について、次のとおり措置したので届け出ます。

| 病 院 ・ 診 療 所 | 名 称 | |
|------------------------------------|-------|-----|
| | 所 在 地 | 電 話 |
| 診療用放射性同位元素使用器具による汚染の除去の概要 | | |
| 診療用放射性同位元素使用器具によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要 | | |

(注意) 診療用放射性同位元素使用器具を譲渡したときは、受領書の写しを添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

。